

船舶事故調査報告書

令和3年4月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（岩場）
発生日時	令和2年6月22日 01時15分ごろ
発生場所	島根県 ^{はまた} 浜田市浜田港 浜田港西防波堤灯台から真方位290°1,060m付近 （概位 北緯34°52.9 東経132°02.2）
事故の概要	遊漁船 ^{ちひろ} 千弘丸は、東南東進中、岩場に衝突した。 千弘丸は、船長が負傷し、船首部外板に破口を生じた。
事故調査の経過	令和2年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 千弘丸、8.29トン SN2-931（漁船登録番号）個人所有 13.45m(Lr)×2.78m×0.98m、FRP ディーゼル機関、334.65kW、昭和56年7月24日 第272-18171号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年12月15日 免許証交付日 令和元年12月19日 （令和7年11月28日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	船首船底部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約34cm（浜田） 月齢：0.3
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、釣りの目的で令和2年6月21日15時00分ごろ浜田港を出航し、同港北西方沖の釣り場で釣りを行った後、01時05分ごろ帰途についた。 船長は、操舵室の上部に設置された操縦席（以下「本件操縦席」という。）に腰を掛けて操船に当たり、右手で操舵リモコンを操作しながら、新西防波堤の南端と ^{おけ} 桶島 ^{あかじま} の間の水路に向け、浜田市赤島鼻北端

	<p>の岩場（以下「本件岩場」という。）沖を、約4～5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により本船を東南東進させていた。</p> <p>船長は、新西沖防波堤南西端に設置された標識灯の灯火（以下「本件灯火」という。）を見ながら進路を定めた際、いつもより本件灯火が明るく見えて同防波堤に接近しているように感じたので、陸岸寄りを航行した。</p> <p>船長は、右舷側の窓から本件岩場が目視できなかったため、左舷側の窓から本件灯火を見ようとしていたところ、本船は、01時15分ごろ本件岩場に衝突した。</p> <p>船長は、本件操縦席前面に設置された旋回窓中央の突起部に顔面を打ち付けた。</p> <p>船長は、01時30分ごろ船長の家族に携帯電話で本事故の発生を連絡し、係留地に駆け付けた船長の別の家族が01時55分ごろ要請した救急車で、浜田市内の病院に搬送され、両側上顎骨骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.5mであった。</p> <p>本件操縦席の区画は、船首方が見通しの良い位置で操船できるように船橋の上部に設けられていた。</p> <p>（写真2、写真3及び写真4 参照）</p> <p>船長は、浜田港周辺を航行するときは、本件操縦席で操船を行っていたが、本件操縦席からはGPSプロッター及びレーダーの画面までの距離が離れており、船位の確認を行うことは困難であった。</p> <p>（写真3 参照）</p> <p>船長は、夜間は、いつもであれば本件岩場が風波により洗われる様子を見て、同岩場との距離を確認していたが、本事故時、海上が穏やかで風波がなく同岩場が見えなかった。</p> <p>船長は、一本釣り漁業を営みながら、20年以上の遊漁船の経験があり、本事故発生場所付近の夜間航行の経験も豊富にあった。</p> <p>本船の釣り客は、前部甲板に2人、後部甲板に6人が腰を掛けていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、闇夜の浜田港を東南東進中、船長が、目視のみで本件灯火の灯光を頼りに航行していたところ、本件灯火の明るさから防波堤に近いと感じて陸岸寄りに航行したことから、本件岩場に向けて航行していることに気付かず、本件岩場に衝突したものと考えられる。</p>

	<p>船長は、本件操縦席からGPSプロッター及びレーダーを確認することができなかったものの、視界が良く本件灯火が視認できていたことから、目視のみで本件灯火の灯光を頼りに航行していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が闇夜の浜田港を東南東進中、船長が、目視のみで本件灯火の灯光を頼りに航行していたところ、本件灯火の明るさから防波堤に近いと感じて陸岸寄りに航行したため、本件岩場に向けて航行していることに気付かず、本件岩場に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間、本件岩場が視認できないときは、目視のみに頼らず、GPSプロッターやレーダーを活用して船位を確認しながら航行すること。 ・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

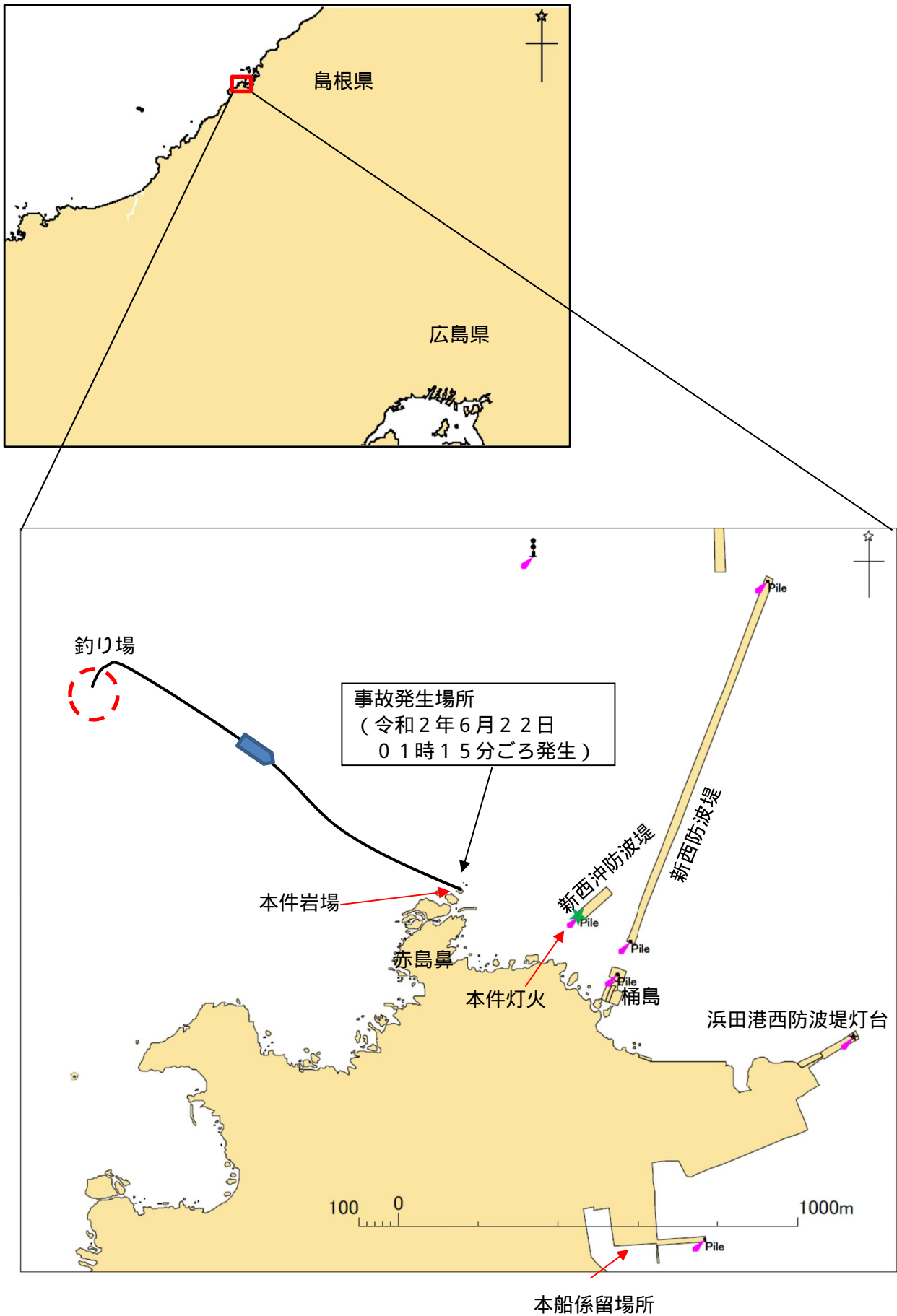


写真1 本船



写真2 本船

本件操縦席の右舷側窓から顔を出した状態の船長



写真3 本件操縦席

船長が顔面を打ち付けた箇所



操舵リモコン

写真4 本件操縦席

レーダー
GPSプロッター



機関操縦レバー